資料２－２

少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し

令和８年 11 月 20 日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

１．現行制度の概要と沿革

⑴　輸入申告時に納付する関税は、輸入する貨物の品目分類・原産地の証明・適用する税率の決定等を行ってその額が確定される。

品目分類を決定するためには、輸入統計品目表の９千以上の品目のうち、輸入貨物が該当する統計番号を特定する必要がある。

本制度は、納税事務等の負担軽減による貿易の円滑化を目的とし、課税価格の合計額が 20 万円以下の輸入貨物（携帯品・別送品を除く。）に対し、輸入者が希望しない場合を除き、一般の関税率とは別に定められた簡易税率を適用するものである。

簡易税率の場合、９千以上の品目に代わって、品目を大別した７つの税率区分から該当する区分を特定することとなる。

簡易税率の区分は、関税定率法上の「少額輸入貨物に対する簡易税率表」により、20%、15%、10%、５%、３%、無税の６段階の税率区分と、アルコール飲料の税率区分（70 円/L、30 円/L、20　円/L の３種類の従量税）の計７区分（９種類の税率）としている。

なお、無税品・関税が免除される貨物、犯罪に係る貨物、国内産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することを適当としないとして政令で定める貨物（ニット製衣類、革製品等）については、簡易税率を適用しないこととしている。

⑵　本制度は、外国郵便物（注１）や小口急送貨物の輸入が急増したことを背景に、貿易円滑化を図るとともに、社会悪物品の水際取締りを強化するため、課税価格の合計額が 10 万円以下の輸入貨物を対象に、平成５年度に導入された。

平成７年１月以降ウルグアイ・ラウンド合意の実施等により、一般の関税率の水準が大幅に低下したことで、一般の関税率が簡易税率を下回る品目が多くなったことにより、簡易税率の利用率が低下していった。平成 14 年度に、簡易税率制度の適用機会を増やすこと等により貿易円滑化を図るため、簡易税率が一般の関税率の水準並みになるよう簡易税率を引き下げ、現行の税率水準とされた。

その後、小口急送貨物や外国郵便物の輸入が大幅に増加し、簡易税率の対象となっていない課税価格の合計額が 10 万円超 20 万円以下の貨物の件数も増加。平成 26 年度に、一層の貿易円滑化を進めるため、適用対象額が課税価格の合計額 10 万円以下から 20 万円以下まで拡大された。

（注１）一般の輸入貨物は、原則として、輸入者の申告により税額を確定する申告納税

方式が採られているが、国際郵便物のうち課税価格が 20 万円以下のものについては、税関が税額を計算し確定する賦課課税方式が採られている。

２．見直しの背景

⑴　越境 EC（電子商取引：E-Commerce）を含めたネットショッピングの利用が年々増加。特に、中国・韓国関連の越境 EC サイトを利用したＢtoＣによる輸入が増加したことで、日本の令和７年の輸入許可件数は約 2.3 億件とコロナ前（令和元年）の約５倍となっており、今後も増加する見込みである。

このような状況を受け、課税の公平性確保の観点から、本年３月に通販貨物に対する消費税の少額免税制度の見直し及び課税価格決定の特例を廃止する法律がそれぞれ成立し、令和 10 年４月に施行される予定である。

他方、税関の水際取締りにおいては輸入申告情報の不足や、知的財産侵害物品や安全性に問題のある物品の国内への流入、一部の通関業者・保税業者による不適正な業務運営による不正事案の発生が課題となっている。関税局・税関においては、簡易・迅速な通関手続の利用制限、プラットフォーム事業者との連携、通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保等の取り組みを進めている。

⑵　平成 14 年のシンガポールを皮切りとして 20 のＥＰＡ等が発効。直近ではＣＰＴＰＰや日ＥＵ・ＥＰＡ、ＲＣＥＰといった、いわゆるメガＥＰＡが相次いで発効され、ＥＰＡ等が発効済の国との貿易額が日本の総貿易額の約８割（令和７年）を占めている。

⑶　簡易税率は、令和７年度における課税価格の合計額が１万円超 20 万円以下の輸入申告のうち、約１％に適用されている一方、ＥＰＡ税率を適用した申告の割合は全体の６割超、適用除外品目の申告は３割超であった。

また、簡易税率の対象となっているが、本税率が適用されていない輸入申告について、適用税率と関税率の税率水準を比較したところ、約９割において、実際に適用された税率が簡易税率より低くなっていた。この背景には、上記のとおり、数多くのＥＰＡ等が発効したことで、簡易税率よりもＥＰＡ税率の税率水準の方が低くなったことがあげられる。

（注２）税関の令和７年度の輸入申告（申告納税）データのうち、課税価格１万円超 20 万円以下の輸入貨物の輸入申告について品目毎に集計。一申告において、複数の品目を一品目にまとめた申告(少額合算貨物)等は集計から除外。簡易税率の比較は、

適用税率が従量税のものは従価税に換算したうえで比較し、簡易税率（従量税）のものは集計から除外。

３．検　討

⑴　検討

通関業者を始めとする貿易関係者及び税関においては、急増する少額輸入貨物により業務量が増加していることに加えて、課税価格決定の特例の廃止に伴い、関税の課税対象となる貨物が増加し、事業者における貨物の分類をはじめとした業務や、税関における賦課課税の事務が増大することも想定されるほか、課税制度上の課題や水際取締上の課題に対して、様々な対応を実施している。そのため、効率化が可能な部分については見直しを行い、課題への対応に一層注力できる環境を整える必要がある。

そのような中、少額輸入貨物に係る簡易税率については、

・　現行の税率水準を定めた平成 14 年度改正以降、数多くのＥＰＡ等が発効し簡易税率よりもＥＰＡ税率の税率水準のほうが低くなったこと、

・　適用除外品目の申告の割合が多くなっていること

を背景として、極めて利用率が低い状況にあることから、本制度の目的である貿易円滑化の機能を回復すべく、ＥＰＡ税率等を踏まえた税率水準や、国内産業に対する影響を踏まえた適用除外品目の見直しをすることが適当であると考えられる。

⑵　改正案の具体的な検討方針

・　簡易税率の適用対象外となっている無税品･関税が免除される貨物を簡易税率の対象としたうえで、税率水準については、直近の貿易実態を反映できるよう、令和７年度の関税負担率（＝関税額／貿易統計の輸入額）を参考に、ＨＳ分類２桁毎（類別）に、国内産業や消費者への影響等を考慮しつつ、現在のＥＰＡ税率等を踏まえた税率水準へ調整。ＨＳ分類２桁毎に設定した場合、一般税率との格差の拡大が不適当と判断された品目については、類の中から別掲する。

・　アルコール飲料については、ＥＰＡの進展を受け、20 万円以上を含めた輸入申告において、従量税の使用割合が減少していることを踏まえ、税率区分を簡素化し簡易税率の利便性を向上するため、従量税を廃止し他の品目と同様に従価税を設定。20%、15%、10%、５%、３%、無税、の計６区分（６種類の税率）とする。

・　適用除外品目については、国内産業に対する影響を踏まえつつも、輸入申告欄数が多い品目を中心に、ニット製衣類、身辺用模造細貨類（卑金属製以外）、調製食料品の一部（サプリメント等）、精製塩等を簡易税率の対象とする。

・　手続き面での利便性向上を図るため、現在、簡易税率を適用する場合、原則一つの輸入申告における全ての品目について簡易税率を適用する必要があるところ、一つの輸入申告において品目毎に簡易税率と一般税率を併用して適用することを認めることとする。

４．改正の方向性

少額輸入貨物に対する簡易税率について、通関業者や税関の事務負担を軽減し、貿易の円滑化と適正かつ公平な関税等の徴収の両立を実現する観点から、現在のＥＰＡ税率等を踏まえた税率の水準の見直しや国内産業に対する影響を踏まえた適用除外品目の見直しをすることが適当ではないか。